

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年八月四日

埼玉県川越県税事務所長 野村 安久

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社内友商店	代表取締役 内田 良夫	埼玉県川越市松江町二丁目九番地七	令和二年七月三十一日